

# 福岡市公報

令和7年12月22日 第7199号(別冊6)

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

一目 次一  
市議会

ページ

○福岡市議会会議規則の一部改正 (規則第2号) ..... 1

## 市議会

福岡市議会会議規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和7年12月22日

福岡市議会議長 平畠雅博

### 福岡市議会規則第2号

福岡市議会会議規則の一部を改正する規則

福岡市議会会議規則（昭和33年福岡市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第126条」の次に「一第128条」を加える。

第126条を第128条とし、第16章中同条の前に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第126条 議長が議員に対して行う通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、電子情報処理組織（議長の使用に係る電子計算機と議員の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、議長が、当該通知を受ける議員が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を閲覧

することができる措置をとるとともに、当該議員に対し、電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時に当該議員に到達したものとみなす。

(電磁的記録による作成等)

第127条 前条第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により通知を行う場合の文書等の作成は、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の規定に基づき電磁的記録により作成された文書等については、当該文書等に関するこの規則の規定に規定する文書等とみなして、当該文書等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。